平成　　年　　月　　日

保　証　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御中

　　　　　ヶ年（　　　　　年　　 月　　 日～　　　　　年　　 月　　 日迄）

：　日本塗料検査協会が定める「塗料評価基準」による「はがれ」の項目で、塗膜が保証期間内は「１０点～６点」の範囲内であることを保証します。万一期間中にこの範囲を逸脱した場合には速やかに補修いたします。

免責事項及び注意事項：　裏面参照

 印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

 印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

材料販売者

 印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

材料販売者

 印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

材料製造者

 印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

免責事項及び注意事項

　１．天災などの不可抗力による原因によって故障事案が発生した場合。

　２．施工業者を除く人為的な災害、あるいは不注意に起因して故障事案が発生した場合。特に「プールコート」塗装時の塩素剤の直接投入やフロアーマットによって故障事案が発生した場合。

　３．鳥類、犬、猫等の動物に起因して故障事案が発生した場合。

　４．下地、構造上の問題が原因で故障事案が発生した場合。

　５．発注者が施工業者の提案する工法、仕様を拒否して採用した設計、施工方法、資材等による工事を行った場合。

　６．使用者が管理者として適切な維持管理を行わなかった場合、または契約時の使用目的と異なる使用方法を採った場合。

　７．施工業者以外の者が補修等を行った後に問題が生じた場合。

　８．故障事案の原因究明が、通常の方法によっては困難と認められる場合。

 ９．塗膜裏面よりの浸水によるフクレ、はがれ又は塗膜の異常を生じた場合。

１０．材料製造者は、材料に欠陥がある場合のみその責を負うものとする。